

2009年2月26日

～ ご家族の未来を守る愛情溢れる新商品 ～
＜アフラックの夢みるこどもの学資保険＞
＜家族に毎月届く生命保険 G I F T＞を発売

アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社、日本における代表者・社長：外池 徹）は、2009年3月23日より、＜アフラックの夢みるこどもの学資保険＞および家族生活保障保険＜家族に毎月届く生命保険 G I F T＞を発売します。

これら2商品は、働き盛りの世代や幼少期のお子様を持つお客様が、ご家族の夢ふくらむ将来のために生活資金や教育資金をご準備いただくための愛情溢れる保険です。

＜アフラックの夢みるこどもの学資保険＞は、将来のお子様の教育資金を計画的にご準備いただくための保険として、高校入学時に「学資一時金」を、大学生生活を支援する「学資年金」を4年間にわたってお支払いします。

＜家族に毎月届く生命保険 G I F T＞は、家計を支える方に万一の事が起こったときには、遺されたご家族にあらかじめ決められた金額を生活資金（ギフト）として毎月お支払いすることで、その後の生活をしっかりとサポートする商品です。

なお、これら2商品には、お約束した給付金等を従前にも増して确实・スムーズにお届けするための「指定代理請求特約」が自動的に付加されます。

1. ＜アフラックの夢みるこどもの学資保険＞の特長（詳細は「別紙」参照）

高校入学時に「学資一時金」を、大学生生活を支援する「学資年金」を4年間にわたってお支払いします。

業界最高水準の戻り率（受取総額 / 払込保険料総額）を実現し、効率的な資金準備を可能としました。

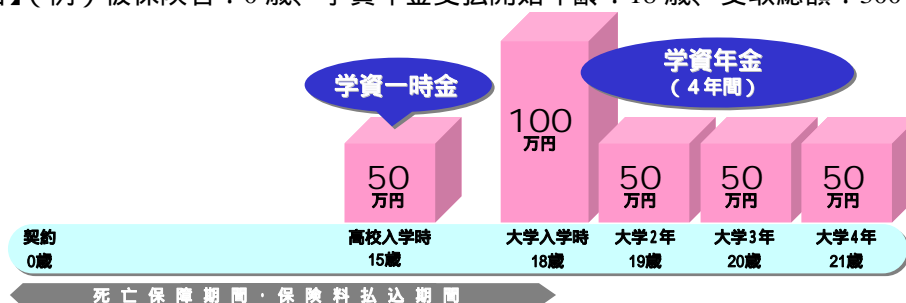
（例）契約者 30 歳・男性、被保険者 0 歳、18 歳払済、保険料払込免除特則付、個別取扱の場合

受取総額 3,000,000 円 / 払込保険料総額 2,693,520 円（戻り率：111.3%）

お子様の進学時期に併せて事前に教育資金をご用意いただけるよう、「学資年金」の支払開始年齢は 18 歳だけでなく 17 歳の設定も可能です。

保険料を長期にわたり支払うのは不安があるというお客様ニーズにお応えすべく、お子様にかかる教育費が一般的に低い 10 歳までの短期間で保険料を払い終える「10 歳払済」も用意しました。ご契約者が万一の際に以後の保険料のお支払いが不要となる「保険料払込免除特則付」を付加できます。

【仕組図】（例）被保険者：0 歳、学資年金支払開始年齢：18 歳、受取総額：300 万円の場合



2. <家族に毎月届く生命保険 G I F T>の特長（詳細は「別紙」参照）

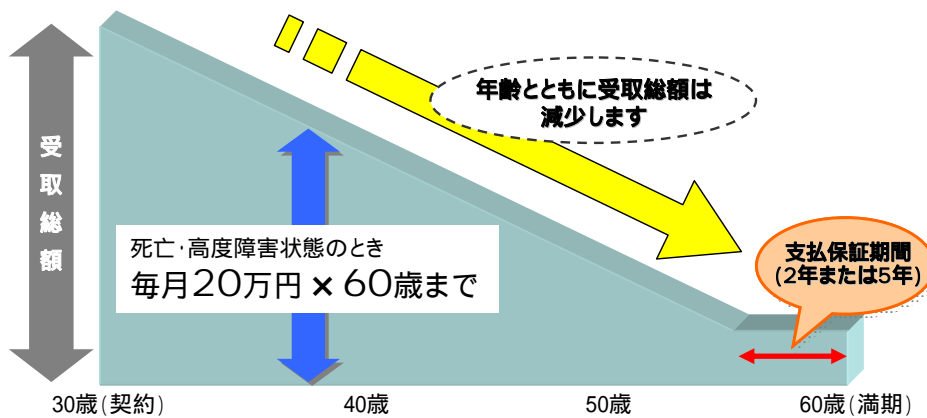
被保険者が万一の際には、満期までの期間にわたり「月払年金」をご家族の生活資金として、毎月お支払いします。

「月払年金」には2年（24ヵ月）または5年（60ヵ月）の支払保証期間が設定されており、月払年金支払開始日から満期までの期間が支払保証期間に満たない場合でも、月払年金は支払保証期間満了日まで支払われます。

被保険者が満期まで生存した場合に「満期祝金」をお支払いする「満期祝金特約」を付加できます。

【仕組図】

（例）被保険者：30歳、保険期間：60歳満期、基準年金月額：20万円の場合



3. 「指定代理請求特約」の付加について（詳細は「別紙」参照）

これら2商品には、受取人が諸事情により給付金等を請求できない場合でも、保障を确实・スムーズにお届けするよう契約時にあらかじめ受け取りに関する代理人を指定できるほか、給付金等の支払事由が発生した時点でも特別の事情があると会社が認めるときには、一定範囲内の親族が代理請求できる「指定代理請求特約」が自動的に付加（ ）されます。

一部付加されないケースがあります（詳細は「別紙」参照）。

当社は「がん・医療」や「子ども」「家族」をテーマとして、「アフラックペアレンツハウス」や「公益信託アフラックがん遺児奨学基金」「ゴールドリボン運動」などの社会貢献活動を広く展開しています。今回開発した2商品は、こうしたテーマを保険商品にて実現することにより、お客様のご家族皆様の“生きる”をさらに力強く支援するものです。

また、新商品発売に併せ、「アフラック子どものための健康医療相談サービス」（詳細は「別紙」参照）を新たに開設するなど、ご契約者向けサービスについても拡充してまいります。

今後も当社は、お客様の長い人生におけるさまざまなニーズを的確に捉え、真にお役に立つ商品の開発およびサービスの拡充に努めてまいります。

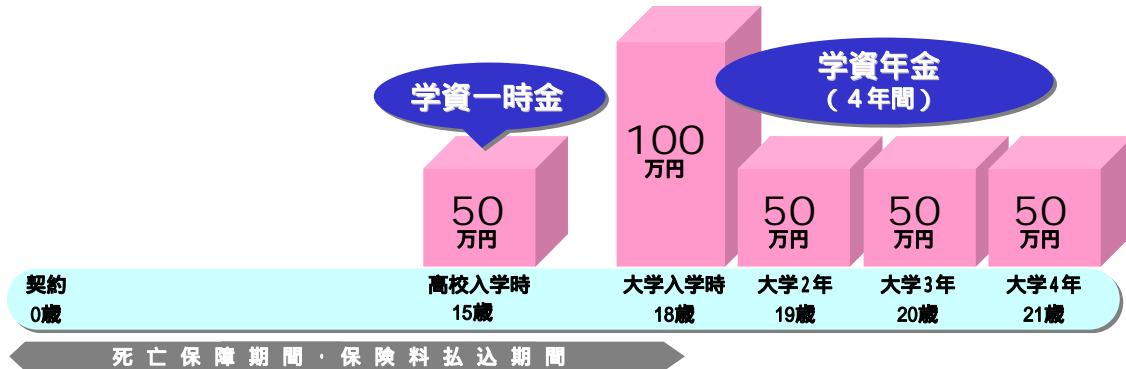
別紙



販売名称：＜アフラックの夢みるこどもの学資保険＞（正式名称：こども保険〔2009〕）

（1）保障内容（仕組図）：

＜被保険者：0歳、学資年金支払開始年齢：18歳、受取総額：300万円コース
（基準学資年金額：100万円）＞



（2）支払事由：

名称	支払事由	支払額
学資一時金	被保険者が満14歳10ヵ月に達した直後の2月1日に生存しているとき	基準学資年金額の50%
学資年金	被保険者がそれぞれの学資年金支払日に生存しているとき	第1回は基準学資年金額、第2回～第4回は基準学資年金額の50%
死亡給付金	被保険者が死亡保障期間中に死亡したとき	既払込保険料相当額

（3）保険期間・保険料払込期間・契約年齢：

＜学資年金支払開始年齢払済（17歳・18歳共通）＞

	保険料払込免除特則付	保険料払込免除特則なし
被保険者	0歳～満7歳	0歳～満7歳
契約者	男性：満18歳～満50歳 女性：満16歳～満50歳	制限なし

＜10歳払済＞

	保険料払込免除特則付	保険料払込免除特則なし
被保険者	0歳～満5歳	0歳～満5歳
契約者	男性：満18歳～満50歳 女性：満16歳～満50歳	制限なし

- 1：出生予定日140日以内であれば、「出生前加入特則」を付加することにより申込みが可能です。
- 2：出生前加入特則付加の場合の被保険者年齢は0歳とみなします。

(4) 契約限度：

最低基準学資年金額：40万円（受取総額 120万円コース）

最高基準学資年金額：500万円（受取総額 1,500万円コース）

販売単位：20万円（設定できる受取総額は60万円単位）

(5) 保険料例：

< 個別取扱、基準学資年金額：100万円（受取総額300万円コース）の場合 >

< 保険料払込免除特則付の場合（被保険者年齢：0歳） >

契約者 性別	契約者 年齢	学資年金支払開始年齢18歳		学資年金支払開始年齢17歳	
		18歳払済	10歳払済	17歳払済	10歳払済
男性	30歳	12,470円	20,870円	13,270円	21,180円
	35歳	12,530円	20,910円	13,330円	21,210円
	40歳	12,630円	20,980円	13,420円	21,280円
女性	30歳	12,420円	20,840円	13,230円	21,140円
	35歳	12,460円	20,860円	13,260円	21,170円
	40歳	12,510円	20,900円	13,310円	21,200円

< 保険料払込免除特則なしの場合 >

被保険者 年齢	学資年金支払開始年齢18歳		学資年金支払開始年齢17歳	
	18歳払済	10歳払済	17歳払済	10歳払済
0歳	12,320円	20,750円	13,120円	21,060円
1歳	13,160円	23,290円	14,070円	23,620円
2歳	14,120円	26,460円	15,140円	26,840円

(6) 戻り率例：

< 契約者：30歳、被保険者：0歳、個別取扱、保険料払込免除特則付、

基準学資年金額：100万円（受取総額300万円コース） >

< 契約者：男性 >

保険料払込期間	学資年金支払開始年齢18歳		学資年金支払開始年齢17歳	
	18歳払済	10歳払済	17歳払済	10歳払済
月払保険料	12,470円	20,870円	13,270円	21,180円
払込保険料総額	2,693,520円	2,504,400円	2,707,080円	2,541,600円
戻り率	111.3%	119.7%	110.8%	118.0%

< 契約者：女性 >

保険料払込期間	学資年金支払開始年齢18歳		学資年金支払開始年齢17歳	
	18歳払済	10歳払済	17歳払済	10歳払済
月払保険料	12,420円	20,840円	13,230円	21,140円
払込保険料総額	2,682,720円	2,500,800円	2,698,920円	2,536,800円
戻り率	111.8%	119.9%	111.1%	118.2%

戻り率 = 受取総額 ÷ 払込保険料総額

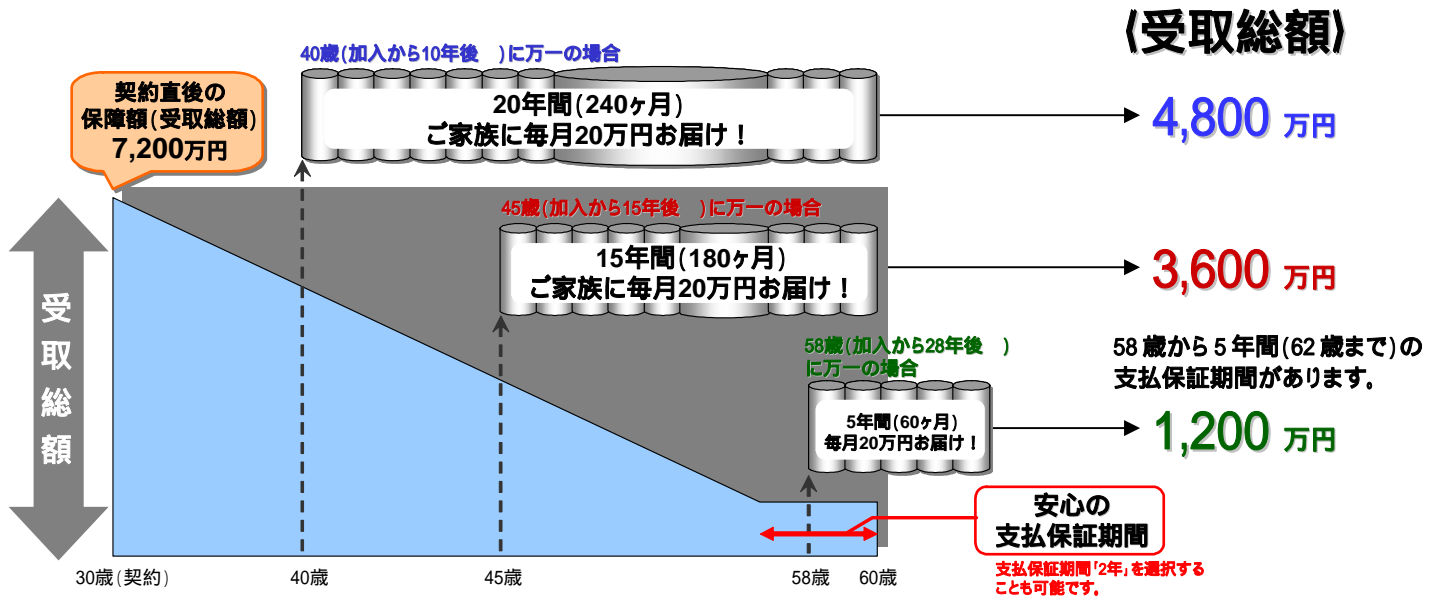
別紙



販売名称：< 家族に毎月届く生命保険 G I F T >
 (正式名称：家族生活保障保険〔無解約払戻金型〕)

(1) 保障内容 (仕組図) :

< 被保険者：30 歳、保険期間：60 歳満期、基準年金月額：20 万円、支払保証期間：5 年 >



いずれも年単位の契約応当日に支払事由に該当した場合

(2) 支払事由：

	名称	支払事由	支払額
主契約	家族生活保障月払年金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	基準年金月額
	高度障害月払年金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態になったとき	
特約	満期祝金	保険期間が満了した時に被保険者が生存しているとき 主契約の高度障害月払年金が支払われた場合は、満期祝金特約は消滅します	満期祝金額

(3) 保険期間・保険料払込期間・契約年齢：

< 男性 >

保険期間	保険料 払込期間	契約年齢範囲	
		支払保証期間2年	支払保証期間5年
50歳満期	50歳	ご契約できません	満18歳～満40歳
60歳満期	60歳	満18歳～満43歳	満18歳～満50歳
70歳満期	70歳	満18歳～満50歳	満18歳～満60歳
80歳満期	80歳	満18歳～満65歳	満18歳～満70歳

< 女性 >

保険期間	保険料 払込期間	契約年齢範囲	
		支払保証期間2年	支払保証期間5年
50歳満期	50歳	満16歳～満26歳	満16歳～満40歳
60歳満期	60歳	満16歳～満37歳	満16歳～満43歳
70歳満期	70歳	満16歳～満48歳	満16歳～満60歳
80歳満期	80歳	満16歳～満64歳	満16歳～満70歳

(4) 契約限度 :

最低基準年金月額 : 5万円

最高基準年金月額 : 990万円 (ただし、保険始期の月払年金現価5億円まで)

販売単位 : 1万円

満期祝金額 : 100万円 (30万円・50万円・100万円の3種類から選択)

(5) 保険料例 :

< 個別取扱、標準体、基準年金月額 : 20万円 (年額240万円) 満期祝金額 : 100万円 >

< 男性 >

保険 期間	契約 年齢	満期祝金なし		満期祝金(100万円)あり	
		支払保証期間2年	支払保証期間5年	支払保証期間2年	支払保証期間5年
60歳 満期	30歳	6,140円	6,380円	8,420円	8,660円
	35歳	6,560円	6,920円	9,400円	9,760円
	40歳	7,000円	7,500円	10,690円	11,190円
65歳 満期	30歳	8,060円	8,340円	9,880円	10,160円
	35歳	8,940円	9,300円	11,150円	11,510円
	40歳	9,900円	10,420円	12,660円	13,180円

< 女性 >

保険 期間	契約 年齢	満期祝金なし		満期祝金(100万円)あり	
		支払保証期間2年	支払保証期間5年	支払保証期間2年	支払保証期間5年
60歳 満期	30歳	3,920円	4,040円	6,260円	6,380円
	35歳	4,160円	4,320円	7,080円	7,240円
	40歳	ご契約できません	4,500円	ご契約できません	8,280円
65歳 満期	30歳	4,960円	5,080円	6,870円	6,990円
	35歳	5,400円	5,580円	7,710円	7,890円
	40歳	5,760円	5,980円	8,650円	8,870円

(6) その他 :

- ・「月払年金」の支払保証期間として、2年(24ヵ月)もしくは5年(60ヵ月)のいずれかを選択いただけます。
- ・本商品の発売に伴い、現行の<家族生活保障特約>は3月23日より販売を停止いたします。
- ・主契約には解約払戻金はありません(ただし、満期祝金特約には解約払戻金あり)。
- ・付加できる特約: 満期祝金特約、傷害特約、災害死亡割増特約、リビング・ニーズ特約、指定代理請求特約、健康割引特約

「指定代理請求特約」について

(1) 「指定代理請求特約」とは：

契約上、「受取人＝被保険者」と設定されている給付金等のお支払いについて、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、配偶者や実子など、当該被保険者の所定の範囲内の親族が代理請求できることとした特約です。

今般、新商品に「指定代理請求特約」が付加されることにより、従前にも増して保険金や給付金を確実・スムーズにお届けすることが可能となります。なお、特約保険料は無料です。

<アフラックの夢みるこどもの学資保険>における保険料払込免除特則なしの契約、および<家族に毎月届く生命保険 G I F T >における契約者＝法人、かつ家族生活保障月払年金受取人＝法人となる契約については、付加されません。

(2) 指定代理請求特約による代理請求の方式：

以下の の組み合わせによる対応が可能。

指定代理方式	契約時にあらかじめ「指定代理請求人」(1)を指定し(指定しないことも可能)、給付金支払事由が発生した際、被保険者が給付金等を請求できない場合に、指定代理請求人からの請求が可能
代理請求方式	給付金等の支払事由が発生した際に、上記 による指定代理請求人を設定していない、あるいは指定代理請求人が代理請求することができない特別な事情があると会社が認めるときには、一定範囲内の親族(2)のいずれかからの代理請求が可能

- 1:(1) 被保険者の配偶者(同居または生計を一にしている必要なし)
 (2) 被保険者の直系血族(同居または生計を一にしている必要なし)
 (3) 上記のほか、被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 2:(1) 被保険者の配偶者(同居または生計を一にしている必要あり)
 (2) 戸籍上の配偶者がいない場合には、被保険者の3親等内の親族(同居または生計を一にしている必要あり)
 (3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認められた者

当社主力商品のがん保険については、従前より被保険者が“がん”に罹患しても本人告知が行われておらず、被保険者本人が請求できないなどといった特別な事情がある場合、上記の代理請求方式により、給付金等の支払い事由が発生した時に、配偶者の方などを受取人の代理人(代理請求人)として給付金等を請求することができる仕組みを採用しています。

ご契約者向けサービスの拡充について

当社は2009年3月23日より、ご契約者向けの新サービスとして、「アフラックこどものための健康医療相談サービス」および「アフラックこどものための医療機関検索」を開始します。「アフラックこどものための健康医療相談サービス」は、当社のご契約者であればどなたでもご利用いただける電話相談サービスです。また、「アフラックこどものための医療機関検索」は、ご契約者に限らずすべての方にご利用いただける当社オフィシャルホームページ上の医療機関検索サービスです。

「アフラックこどものための健康医療相談サービス」

アレルギーや喘息、気になる症状などお子様の健康や医療に関するご相談に看護師などの医療専門スタッフが応えます。

予防接種やお子様の発育に対する不安についてのご相談も可能です。

(提供：㈱ウェルネス 医療情報センター)

オ フ ク ロ コー コー

0120-296-505 (通話料無料)

携帯電話からはこちら 03-5685-2975 (通話料は有料)

年中無休 / 24時間受付

(2009年3月23日サービス開始予定)

「アフラックこどものための医療機関検索」

当社オフィシャルホームページから、小児専門医療機関や休日・夜間対応の可能な診療所を地域別に簡単に検索できます。

(提供：㈱ウェルネス 医療情報センター)

<http://www.aflac.co.jp/service>

(2009年3月23日サービス開始予定)